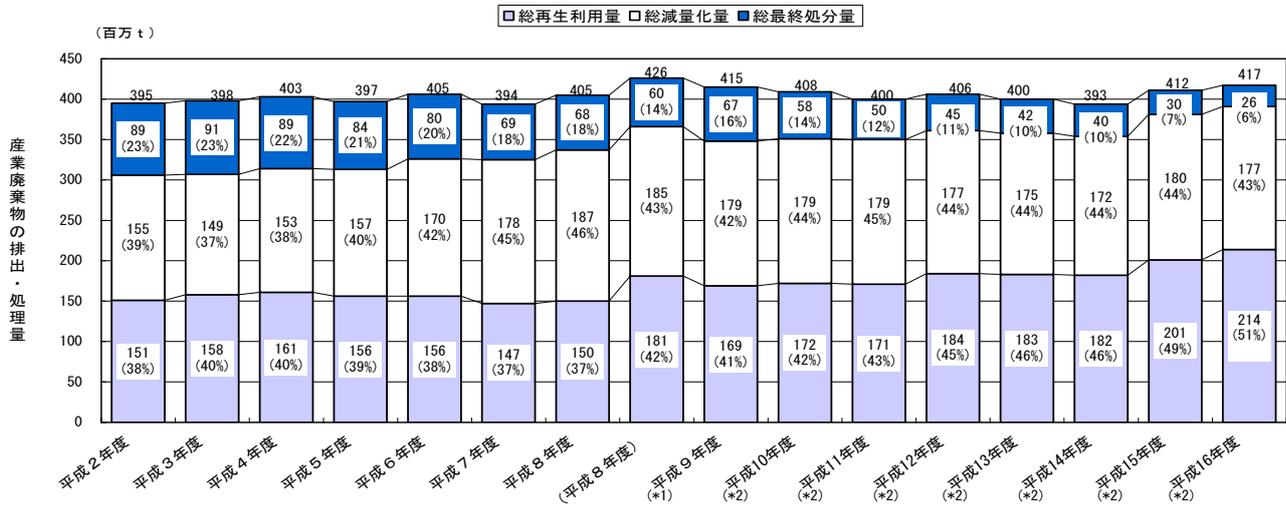


産業廃棄物の最終処分場の現状について

1. 産業廃棄物の総排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移

再生利用量が増加し、最終処分量が減少するという傾向にある。

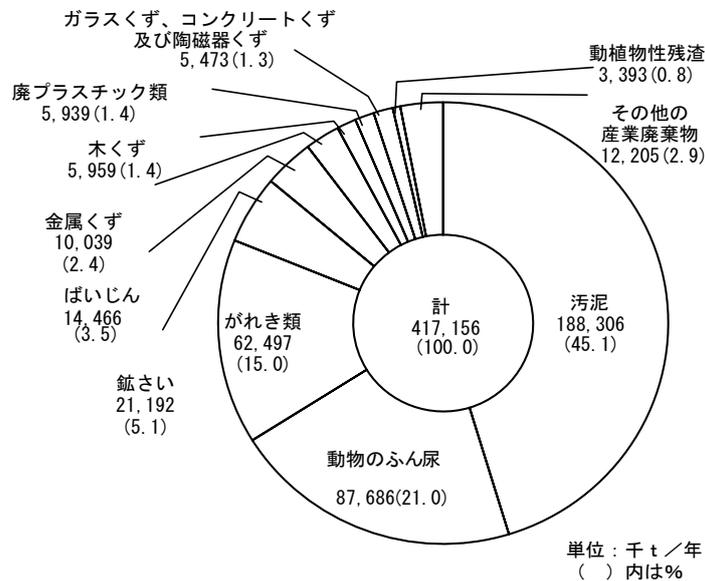


*1 ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が平成22年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月28日政府決定）における平成8年度の排出量を示す。

*2 平成9年度以降の排出量は、*1と同様の算出条件を用いて算出したもの。

2. 産業廃棄物の種類別排出量

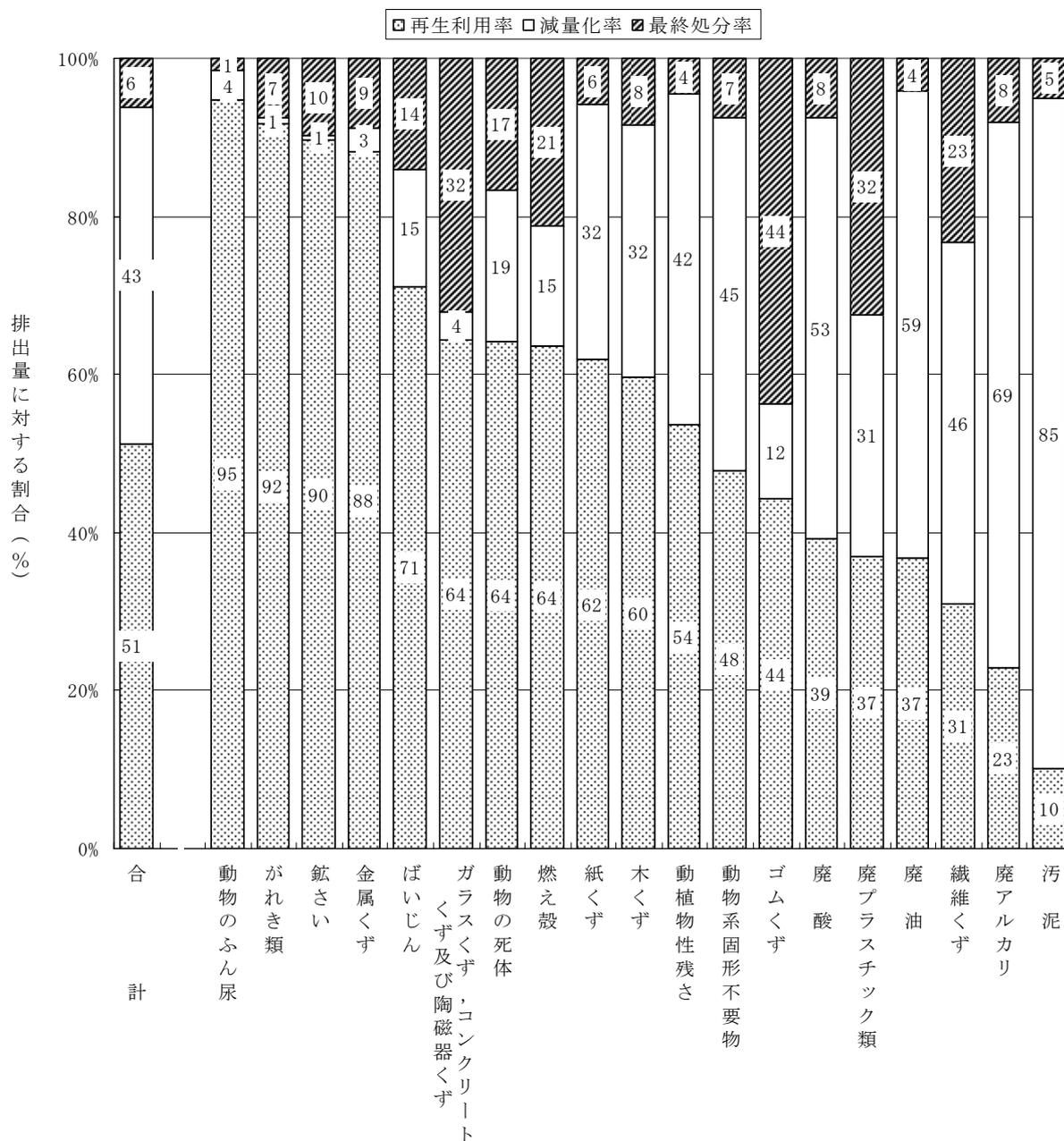
産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、約188,306千トン（全体の45.1%）であり、次いで、動物のふん尿が約87,686千トン（同21.0%）、がれき類が約62,497千トン（同15.0%）となっており、この3品目で全排出量の約8割を占めている



3. 産業廃棄物の種類別処理状況

産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高いものは、動物のふん尿(95%)、がれき類(92%)、鉾さい(90%)、金属くず(88%)等であり、逆に再生利用率が低いものは、汚泥(10%)、廃アルカリ(23%)、繊維くず(31%)等であった。

最終処分率の比率が低い産業廃棄物は、動物のふん尿(1%)、廃油・動植物性残さ(いずれも4%)、汚泥(5%)、紙くず(6%)、動物系固形不要物・がれき類(いずれも7%)、廃酸・廃アルカリ・木くず(いずれも8%)等であり、逆に最終処分の比率が高い廃棄物は、ゴムくず(44%)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類(いずれも32%)、繊維くず(23%)、燃え殻(21%)等であった。



4. 産業廃棄物の種類別最終処分率及び全最終処分量に対する比率

種類別にみると、最終処分率の最も高い廃棄物は、ゴムくずの44%（約21千トン）、次いで廃プラスチック類の32%（約1,929千トン）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの32%（約1,751千トン）であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、動物のふん尿の1%（約1,255千トン）、廃油の4%（約137千トン）、動植物性残さの4%（約152千トン）、汚泥の5%（約9,488千トン）であった。

また、量的にみると、汚泥の約9,488千トン（全体の35%）、がれき類の約4,667千トン（同18%）、鉱さいの約2,073千トン（同8%）、ばいじんの約2,029千トン（同8%）が多く、合わせて最終処分量全体のおよそ7割を占めた。

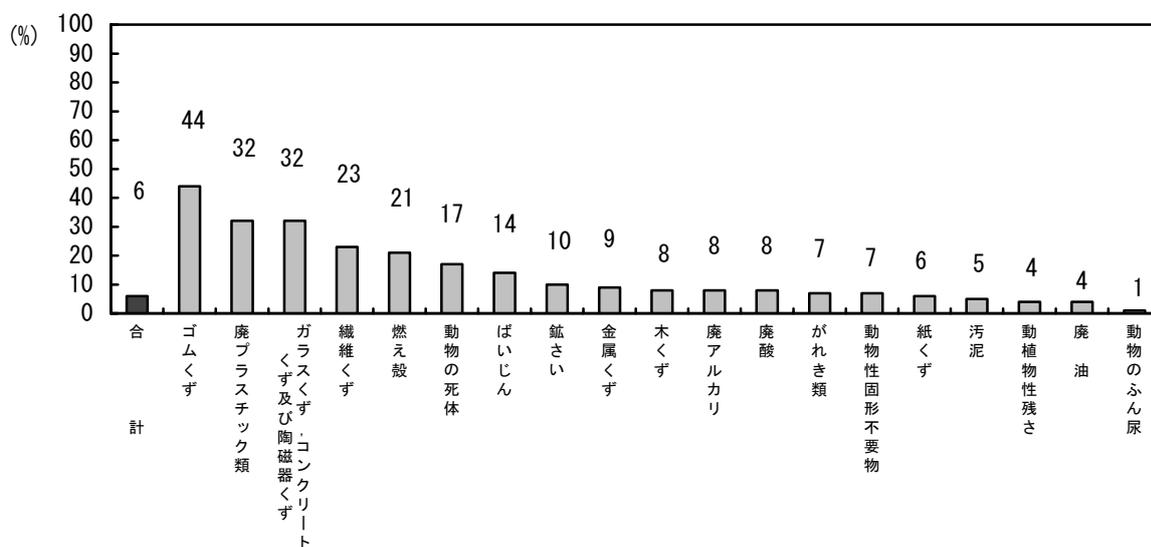


図 種類別最終処分率

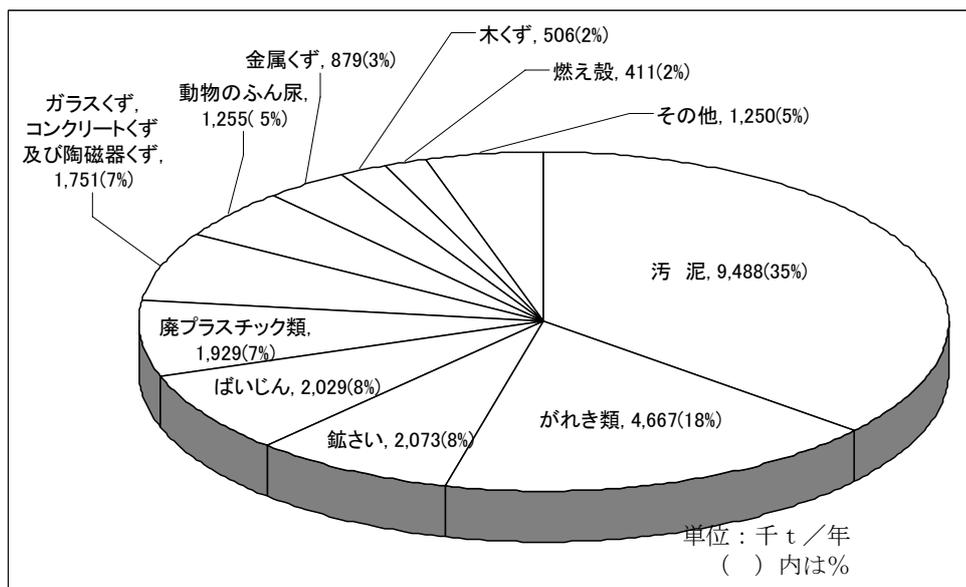


図 最終処分量の比率

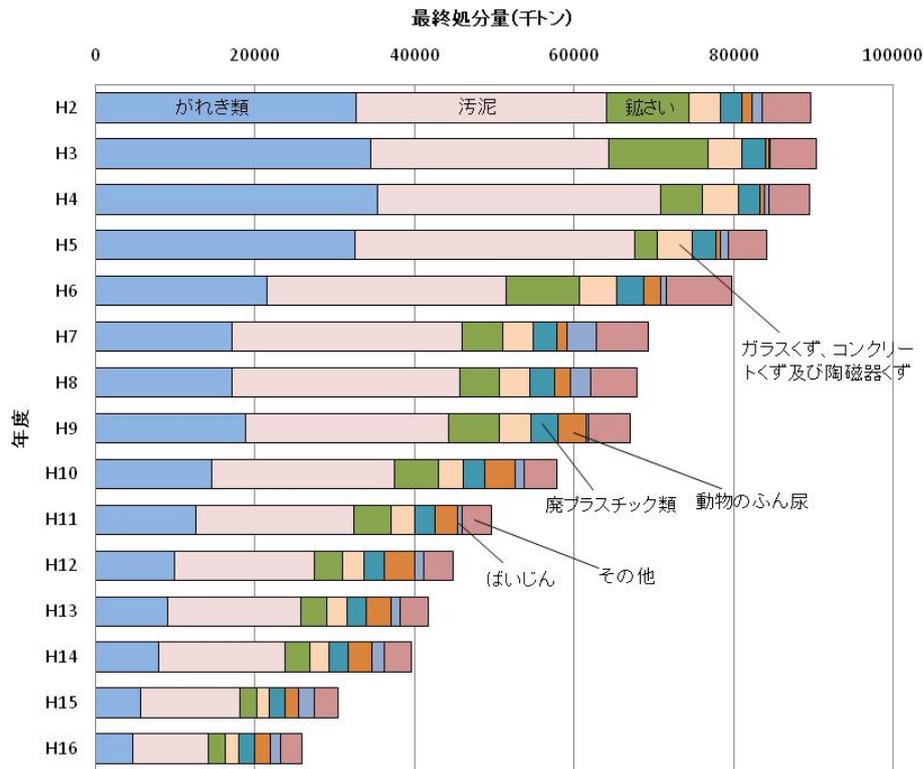


図 最終処分量の種類別推移

5. 産業廃棄物最終処分場の残存容量について

平成 17 年 4 月 1 日現在、最終処分場の残存容量は約 18,483 万 m^3 であり、前年度から約 66 万 m^3 (約 0.4%) 増加した。

表 最終処分場の残存容量 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

最終処分場		残存容量 (m^3)
遮断型処分場		23,151 (31,188)
安定型処分場	総数	72,893,272 (69,102,718)
管理型処分場	総数	111,917,953 (115,044,476)
	うち海面埋立	36,574,042 (43,303,416)
計		184,834,375 (184,178,382)

注) 1. 法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設である。

2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。

3. () は、前年度の調査結果である。

平成 17 年 4 月 1 日現在、許可を受けた最終処分場の数は、全体で 2,478 施設であり、前年度より 12 施設減少した。

表 許可を受けた最終処分場の設置数（平成 17 年 4 月 1 日現在）

	設置件数	平成 16 年度分		
		新規施設数	変更許可数	廃止施設数
遮断型処分場	33	0	0	—
安定型処分場	1,484	20	8	23
管理型処分場	961	18	14	9
合計	2,478	38	22	32

新規の許可件数については、ここ数年、合計 30 件程度で推移しており、安定型処分場の新規許可件数が多い傾向にある。

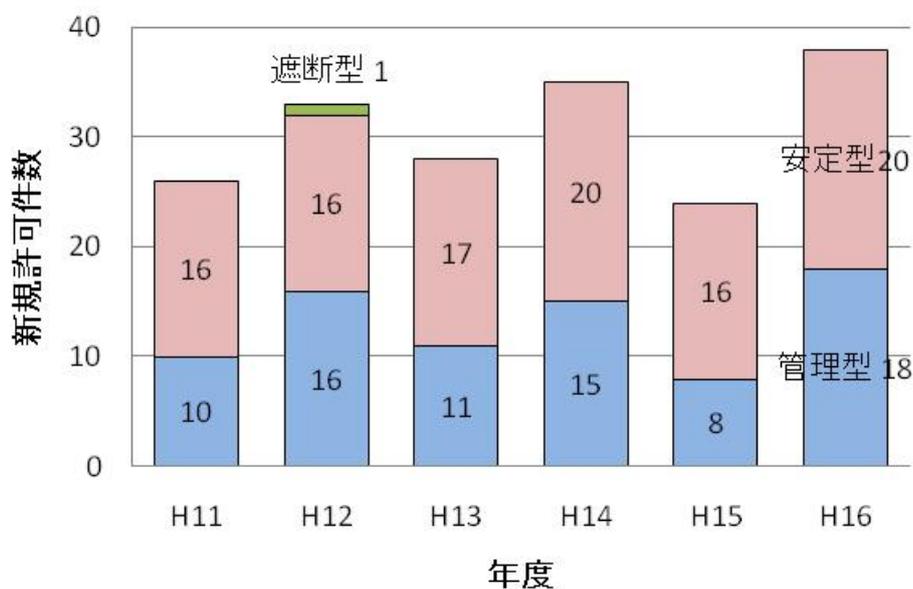


図 新規許可件数の推移

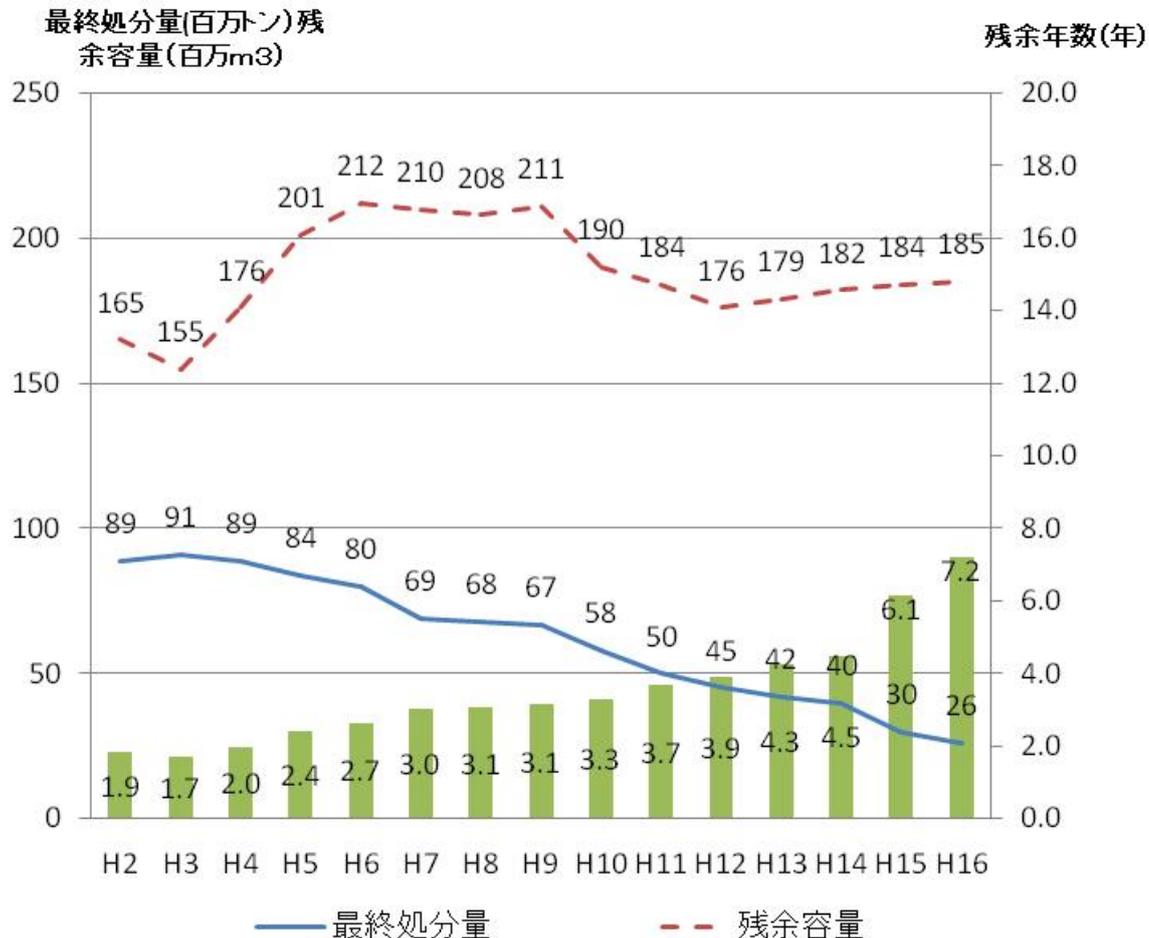
6. 最終処分場の残余年数

平成16年度の最終処分量及び平成17年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では7.2年、首都圏では3.4年となり、前年度と同様に厳しい状況にある。

表 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成17年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m ³)	残余年数 (年)
全国	2,583 (3,044)	18,483 (18,418)	7.2 (6.1)
首都圏	526 (551)	1,777 (1,878)	3.4 (3.4)
近畿圏	393 (448)	2,292 (1,839)	5.8 (4.1)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tとm³の換算比を1とする)
3. ()内は、前年度の調査結果である。
4. 首都圏、近畿圏について、最終処分量の推計方法を変更した。このため、最終処分量及び残余年数の前年度の数値は、昨年発表した数値と異なっている。

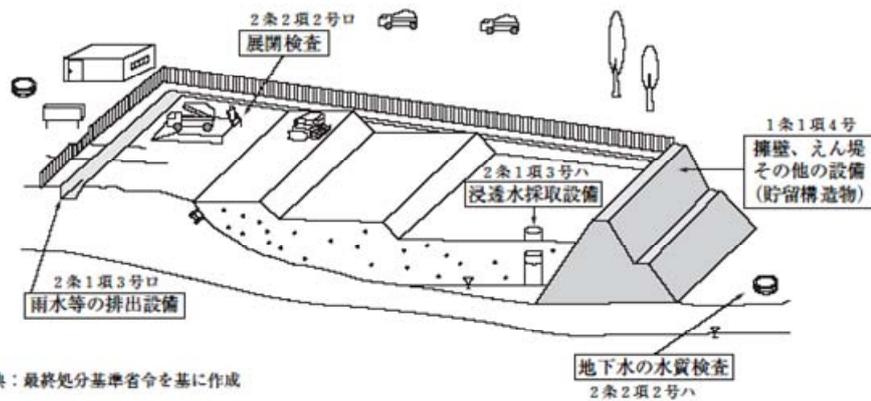


(参考) 産業廃棄物最終処分場の類型

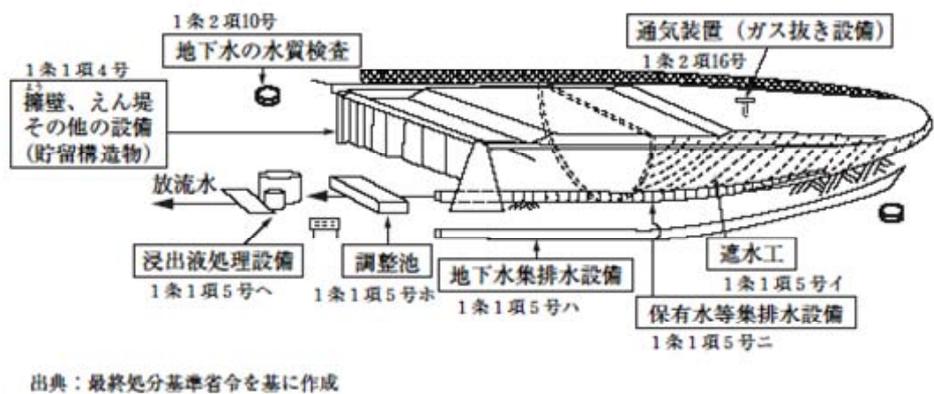
類 型	埋立対象廃棄物	処分場の主な構造
安定型産廃	廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず、がれき類、ゴムくず	囲い、立て札、観測井戸 (※) 浸透水採取設備、展開検査場 等
管理型産廃 (一般廃棄物も同様)	燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん 等	安定型処分場の (※) 構造のほか、遮水工、保有水等集水設備、調整池、浸出液処理設備 等
遮断型産廃	有害な産業廃棄物	安定型処分場の (※) 構造のほか、外周仕切設備、内部仕切設備 等

<イメージ図>

安定型最終処分場



管理型最終処分場
(一般廃棄物最終処分場)



遮断型最終処分場

